

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認	
根拠法令・条項	河川法第20条	
所 管 課	土木 部	河川水路 課
審 査 基 準	<p>以下の項目に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その構造が技術基準（「河川管理施設等構造令」（昭和51年7月20日政令第199号）、「堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」（平成24年12月14日条例第72号）等）に合致しており、既存の河川管理施設の損傷や流水阻害の恐れがないこと。</li> </ul>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。